航空自衛隊の部隊史に関する達を次のように定める。

昭和39年5月30日

航空幕僚長 空将 浦 茂

改正 昭和 4 8 年 1 0 月 1 6 日 航空自衛隊達第 2 6 号 改正 昭和 5 3 年 3 月 1 3 日 航空自衛隊達第 1 1 号 改正 昭和 5 6 年 2 月 7 日 航空自衛隊達第 1 1 号 改正 平成 元年 3 月 1 6 日 航空自衛隊達第 2 5 号 改正 平成 5 年 1 0 月 2 9 日 航空自衛隊達第 3 9 号 改正 平成 1 7 年 3 月 2 4 日 航空自衛隊達第 2 9 号 改正 平成 1 7 年 9 月 2 9 日 航空自衛隊達第 2 9 号 改正 平成 1 9 年 1 月 5 日 航空自衛隊達第 2 9 号 改正 平成 2 9 年 2 月 2 日 航空自衛隊達第 2 7 号 改正 平成 2 9 年 6 月 2 3 日 航空自衛隊達第 2 7 号 改正 平成 2 9 年 6 月 2 3 日 航空自衛隊達第 2 7 号 改正 中成 3 年 1 1 月 2 5 日 航空自衛隊達第 7 5 号

航空自衛隊の部隊史に関する達 (登録外報告)

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊における部隊史の作成について必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

- 第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 各部隊等 機関、航空幕僚監部及び次に示す部隊をいう。
 - ア 防衛大臣直轄部隊
 - イ 航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開 発実験集団司令官及び航空方面隊司令官の直轄部隊
 - (2) 部隊史 各部隊等における主要な史実を記録したものをいう。

(部隊史作成の目的)

第3条 部隊史の作成は、各部隊等における管理及び運営に関する重要事項を明らかにし、併せて将来における隊務等の運営のための参考に資することを目的とする。

(作成単位)

第4条 部隊史の作成単位は、各部隊等ごとにする。

(所掌)

第5条 部隊史に関する業務の所掌は、各部隊等の総務部長又は監理部長(航空幕僚監部にあっては総務課長)、総務部長又は監理部長を置かない部隊等にあっては総務課長又は企画班長若しくはこれに準ずる者とする。

(作成年度)

第6条 部隊史の作成年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間 とする。

(名称)

第7条 部隊史の名称は、各部隊等の名称に「史」をつけ、かつ、作成年度を 冠するものとする。ただし、航空幕僚監部で作成する部隊史については、「 航空自衛隊史」とする。

(部隊史への掲載事項)

- 第8条 部隊史への掲載事項は次のとおりとする。
 - (1) 航空自衛隊史にあっては、航空幕僚監部に関する事項及び航空自衛隊全 般に関する主要事項
 - (2) 航空総隊史、航空支援集団史、航空教育集団史、航空開発実験集団史及び航空方面隊史にあっては、それぞれ、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部及び航空方面隊司令部に関する事項及び隷下部隊(配属部隊及び航空教育集団司令官の指揮監督を受ける学校を含む。)に関する主要事項
 - (3) 補給本部史にあっては、補給本部に関する事項及び補給処に関する主要事項
 - (4) 前3号以外の部隊史にあっては、当該部隊等に関する事項 (部隊史の作成要領等)
- 第9条 部隊史は、写真、本文及び年表をもって構成するものとし、必要に応じて映像及び音声を加えることができるものとする。
- 2 部隊史の記述は、次の項目区分を基準とし、行うものとする。
- (1) 写真
- (2) 本文
 - ア総説
 - イ 編成
 - ウ 情報及び保全
 - 工 情報通信
 - オ 防衛及び運用
 - カー人事
 - キ厚生
 - ク 就職援助

- ケ 教育訓練
- コ装備
- サ 施設
- シ研究開発
- ス総務
- セ 監理
- ソ 監察及び安全
- タ 法務
- チ衛生
- ツ 儀式時の訓示等
- テその他
- (3) 年表
 - ア 部隊長等の異動
 - イ 部隊等の新編、改編及び指揮関係の変更
 - ウ 防衛出動、治安出動、災害派遣等の行動
 - エ 基地等の設置及び廃止、施設の取得、主要な施設整備等
 - 才 主要儀式、行事等
 - カ 年度末及び主要時期における幹部補職一覧表
 - キ その他必要と認めるもの
- 3 本文については、その実情及び変化理由が理解できる記述とし、年表については主要事項を記述する。
- 4 記述内容には、秘密の内容は記載しない。
- 5 本文及び年表には必要に応じ、写真、図、表等を挿入することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。 (報告)
- 第10条 各部隊等(航空幕僚監部を除く。)の長は、部隊史を作成した場合には、次の各号に掲げる者に1部を報告するものとする(登録外報告)。
 - (1) 防衛大臣直轄部隊及び機関(幹部候補生学校、術科学校及び補給処を除 く。)にあっては、航空幕僚長(総務課長気付)
 - (2) 航空方面隊にあっては、航空総隊司令官及び航空幕僚長(総務課長気付)
 - (3) 前2号以外の部隊にあっては、直近上級の部隊長
 - (4) 幹部候補生学校、術科学校及び補給処にあっては、それぞれ航空教育集団司令官又は補給本部長
- 2 前項に規定する部隊史の報告期限は6月30日とする。

附則

1 この達は、昭和39年7月1日から施行する。

2 航空自衛隊の部隊史に関する達(昭和33年航空自衛隊達第31号)は、 廃止する。

附 則(昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則(昭和53年3月13日航空自衛隊達第8号)

この達は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則 (昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則(平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則(平成5年10月29日航空自衛隊達第39号)

この達は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日航空自衛隊達第6号)

この達は、平成11年3月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 「略]
- (2) 第6条[中略]の改定規定 平成11年3月29日
- (3)、(4) [略]

附 則(平成17年9月29日航空自衛隊達第29号)

この達は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年1月5日航空自衛隊達第1号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則(平成29年2月2日航空自衛隊達第2号)

この達は、平成29年3月1日から施行する。

附 則(平成29年6月23日航空自衛隊達第27号)

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和元年6月27日航空自衛隊達第14号)

(施行期日)

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存 するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年11月25日航空自衛隊達第75号)

この達は、令和3年11月25日から施行する。